

ホテルウィングインターナショナル 宿泊約款

■本約款の適用

第1条1・当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところとし、

この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

2・当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

■宿泊引き受けの拒絶

第2条当ホテルは、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、日本の法令の規定又は秩序もしくは善良風俗に反するおそれがあるとホテルが認めるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病者であるとホテルが認めるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

■氏名等の明告

第3条当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）を

お引き受けした場合には期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を

求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、性別、国籍、及び職業。
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

■予約金

第4条1・当ホテルは、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間

（宿泊期間が3日を超えるときは、3日分の宿泊料金とします）予約金の支払いを求めることがあります。

2・前項の予約金は、次条に定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

■予約の解除

第5条1・当ホテルは宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表（違

約金申し受け規定）より違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイキングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ。）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申し込みをお受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊予約人数の10%までの人数（端数が出た場合には切りあげる。）については、この限りではありません。

2・当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予定到着時刻の表示されている場合には、その時刻の2時間を経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3・前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものである事を証明したときは、第1項の違約金は頂きません。

第6条1・当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第6号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1条の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2・当ホテルは前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

■宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテル（フロントデスク）において次の事項を当ホテルに登録

していただきます。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他ホテルが必要と認めた事項

■チェックイン・タイム

第8条 宿泊者が当ホテルの客室をご利用頂ける時刻（チェックイン・タイム）は午後4時以降と

します。

■チェックアウト・タイム

第9条 宿泊者が当ホテルの客室をあけていただく時刻（チェックアウト・タイム）は午前10時

とします。

当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウト・タイムを越えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 正午まで 2,000円
- (2) 午後2時まで 4,000円
- (3) 午後2時をこえた場合は規定の宿泊料金

■料金の支払い

第10条 1・料金の支払いは、日本の通貨又はクレジットカードにより、宿泊者の出発の際又は当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントキャッシャーにおいて行っていただきます。

2・宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

■利用規則の遵守

第12条 宿泊者は、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した宿泊規則に従っていただきます。

第11条 当ホテルは、一旦当ホテルがお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊

者による宿泊継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第6号までに該当する事となったとき。
- (2) 宿泊者が前条の宿泊規則に従わないとき。

■宿泊の責任

第13条 1・当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルフロントデスクにおいて宿泊の登録

を行った虚気又は客室に入った時のいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2・当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、当ホテルが客室の提供を継続できなくなった日およびその後の宿泊料金はいただきません。

3・当ホテルは、戦争、天災、火災、その他当ホテルが支配することのできない原因によるときは、本約款に基づく義務の不履行について責任を負いません。

■違約金申し受け規定

1 一般客

- (1) 宿泊予約が宿泊予定日の前日に解除された場合、宿泊者御一人様につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- (2) 宿泊予約が宿泊予定日の当日に解除された場合、宿泊者御一人様につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%

2 団体客

- (1) 宿泊予約が宿泊予定日の9日前の日から宿泊予定日の2日前の日までに解除された場合、宿泊者御一人様につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
- (2) 宿泊予約が宿泊予定日の前日に解除された場合、宿泊者御一人様につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- (3) 宿泊予約が宿泊予定日の当日に解除された場合、宿泊者御一人様につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%